



日々の生活に役立つ！

インド法律コラム

インドの総合法律事務所 Ahlawat & Associates が
在インド外国人の方に有益な法律情報をご紹介します。



Q1

結婚についてのご相談: 私は日本人で、インド人の彼氏がいます。共通の友人を通して知り合い、近いうちに結婚したいと考えています。しかし、現在私は観光ビザでインドに滞在しています。私たちはインドで結婚することができますのでしょうか。また、どのような過程を経る必要があるのでしょうか？

回答:

インドで結婚することは可能です。

まずはじめに、当事者2人のうち1人が30日以上居住していた地区にある婚姻登録所を訪れ、申請用紙に記入・提出をしましょう。その際には証明写真・パスポート・出生証明書・住所証明書、また該当する場合は離婚判決のコピーを添付する必要があります。

申請用紙を提出すると、指定された日以上に上記必要書類の原本を持参するよう求められます。原本の提出後、婚姻登録官によって、申請日より1ヶ月から3ヶ月の範囲内で入籍日が決定されます。指定された入籍日には3人の証人が必要であり、証人は当日に証明写真と身分証明書を持参する必要があります。結婚式は婚姻登録官の立会いの元、厳かに行われ、そこで当事者の2人は結婚の誓いを立てることになります。また、婚姻証明書は約15日後に発行されます。この証明書は法に基づいて結婚が認められ、すべての手続きが遵守された証拠とみなされるので、大切に保管してください。

次にインドでの結婚に関連した法律を解説していきます。

解説:

インドでは外国人とインド人、そして外国人同士の結婚は「Special Marriage Act(1954施行)」の下で認められています。ただし、結婚するには以下の基準を満たす必要があります。

- どちらの当事者も、配偶者を持たない
- どちらの当事者も精神障害、知的障害を持たない
- 男性は21歳以上、女性は18歳以上でなければならない
- どちらの当事者も法律で禁止されている関係性を持ってはならない
- どちらの当事者も有効な同意ができなくてはならない

また結婚に異議がある人は、入籍の通知が発行されてから30日以内に異議を申し立てることができます。

結婚してインドで生活するにあたり、ビザの更新や永住権の権利も大事なポイントです。ビザについては、結婚した当事者である外国人がビザを持っている場合はその延長のためFRROに申請する必要があります。また、インド人と結婚した外国人はPIOカードと呼ばれるインド永住権カードを申請する資格が与えられます。さらにインド人と結婚した外国人は、その後インドに1年以上滞在していればインド市民権を申請することもできます。また、1年間のうち30日以内であれば国外に滞在していても市民権を申請することができます。

インド人との結婚は家族に認めてもらうまでが大変だと言われますが、法律上はインド人と外国人が結婚することは可能です。日本とは結婚の手続きが違うため戸惑うことも多いかと思いますが、このコラムを参考にしていただけましたら幸いです。

この記事では、特定の法律分野の基礎についてのみ説明しています。

Delhi

📍 A-33, Lower Ground Floor,
Defence Colony, New Delhi - 110024

Mumbai

📍 1st Floor, Examiner Press Building,
35, Dalal Street, Fort, Mumbai - 400001

☎ +91 98109 07903 (日本語可)

✉ mami.sakatani@ahlawatassociates.in

🌐 <https://www.ahlawatassociates.com/>

インドの法律ならお任せ!
アフラワット法律事務所



AHLAWAT & ASSOCIATES
ADVOCATES



Ahlawat & Associates は国内外の顧客にサービスを提供するインドの総合法律事務所です。当事務所のサービスはインドにおける海外直接投資からスタートアップ事業への支援など、多岐に渡ります。A & A は法的サービスへのアプローチに革命を起こすことを目指しており、顧客の事業に関する日常的な手続きだけでなく、会社設立の複雑な手続きも単純化します。ご質問・ご要望等がありましたらお気軽にご連絡ください。日本人担当者をご対応致します。